

川越市告示第 4 6 4 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 7 0 条第 1 項及び第 1 1 5 条の 2 第 1 項の規定により、次のものをサービス提供事業者として指定する。

令和 8 年 6 月 3 0 日

川越市長 森 田 初 恵

- | | | |
|---|-----------|------------------------|
| 1 | 申請者 | 株式会社 Q u e A r t e |
| 2 | 事業所名称 | 日本財団在宅看護センター ケアルテ川越 |
| 3 | 事業所所在地 | 埼玉県川越市大塚二丁目 2 4 番地 1 2 |
| 4 | サービスの種類 | （介護予防）訪問看護 |
| 5 | 介護保険事業所番号 | 1 1 6 0 4 9 0 7 2 2 |
| 6 | 指定年月日 | 令和 8 年 7 月 1 日 |